

廃規第 67-19 号
令和 8 年 4 月 9 日

一般社団法人
茨城県トラック協会長 殿

茨城県県民生活環境部長

土砂等搬入禁止区域の指定について（通知）

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年茨城県条例第 67 号）
第 18 条の 5 の規定により、令和 8 年茨城県告示第 266 号のとおり、土砂等搬入禁止区域が
指定（再指定）されたので通知します。

土砂等搬入禁止区域の指定について

令和8年4月10日、下図区域を茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第18条の5第1項の規定に基づき、

土砂等搬入禁止区域（土砂等の搬入を禁止する区域）

に指定（再指定）しました。（別添茨城県報「第653号」参照）

指定期間は、

令和8年4月10日から令和8年10月9日まで

の6か月間となります。

当該区域においては、

土地所有者やトラック運転手等すべての人による 土砂等の搬入が禁止

されていますので、土砂等の搬入や搬入依頼等をしないでください。

また、当該区域内に土砂等を搬入した人は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。

「土砂等」とは・・・土、砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土など
（自然物を含む）
有償無償は関係ありません。

指定区域



担 当

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室 電話 029-301-3035



茨城県報

第703号

令和8年(2026年)4月9日

木曜日

目次

告 示

ページ

- 農林事務所に交付決定を委任する補助金(人事課).....1
- 水産事務所に交付決定を委任する補助金(人事課).....3
- 土砂等搬入禁止区域の指定(廃棄物規制課).....3

公 告

- 茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の策定(農業経営課).....4
- 都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課).....4

(警 察 本 部)

- 落札者等の公示.....5
- 入札公告.....5

正 誤

- 令和8年2月2日付け茨城県報第684号付録中.....10

告 示

茨城県告示第264号

茨城県事務委任規則(昭和40年茨城県規則第16号)別表第2 第19 第39項の規定により農林事務所に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、令和7年4月3日茨城県告示第400号は廃止する。

令和8年4月9日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- 2 茨城県強い農業づくり総合支援事業費補助金
- 3 茨城県水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金
- 4 いばらきの産地パワーアップ支援事業費補助金
- 5 儲かる産地支援事業費補助金
- 6 いばらきの儲かる園芸経営体モデル育成事業費補助金
- 7 かんしょ生産体制整備事業費補助金
- 8 農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金
- 9 露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金
- 10 茨城県麦・大豆生産技術向上事業費補助金

- 49 基盤整備促進事業費等補助金
- 50 経営体育成関連流動化促進事業費補助金
- 51 基幹水利施設管理事業補助金
- 52 水利施設管理強化事業補助金
- 53 農地集積基盤整備推進事業費補助金
- 54 P C B 廃棄物処理促進事業費補助金
- 55 農村総合整備事業等補助金
- 56 農業集落排水施設接続支援事業費補助金
- 57 茨城県農業集落排水事業推進交付金
- 58 茨城県団体営農業集落排水事業費補助金
- 59 中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金
- 60 農業水利施設強靱化促進事業費補助金
- 61 水田畑地化推進事業費補助金

~~~~~

#### 茨城県告示第265号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第2 第29 第7項の規定により水産事務所に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

令和8年4月9日

茨城県知事 大井川 和彦

未利用魚有効活用促進事業費補助金

~~~~~

茨城県告示第266号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第18条の5第1項の規定に基づき、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）を次のとおり指定する。

令和8年4月9日

茨城県知事 大井川 和彦

1 土砂等搬入禁止区域の位置

鹿嶋市大字和721番2、723番、724番、727番、728番1、728番2、729番1、729番2、729番3、730番1、730番2、731番1、731番2、732番、733番、734番1、734番2、734番3、734番4、735番、736番、737番、738番、739番1、739番2、739番3、740番1、740番2、740番3、743番1、743番5、743番6、743番7、743番9、743番10、743番11、769番1、769番2、769番3、770番、771番、772番1、772番27、772番32、773番1、773番2、774番1、774番2、774番3、774番4、775番1、775番2、776番1、776番2、893番、897番、898番、903番、904番、905番、907番、910番、911番、912番及び913番並びに721番2、728番1、729番1、730番1、731番1、734番1、734番2、743番5及び743番9地先道路敷及び水路敷

2 土砂等搬入禁止区域の面積

82,125.34平方メートル

3 指定の期間

令和8年4月10日から令和8年10月9日まで

4 指定の理由

1 の区域においては、法定の除外事由が無いにもかかわらず、条例に基づく許可を受けずに土砂等による土地の埋立て等が行われ、当該埋立て等が継続されることにより、人の財産が害されるおそれがあり、生活環境の保全のために必要があると認められるため。

公 告

●茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の策定

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第1項の規定に基づき、茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を令和8年3月31日付けで策定したので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月9日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

2 縦覧場所

茨城県農林水産部農業経営課、茨城県県北農林事務所企画調整部門企画調整課、茨城県県央農林事務所企画調整部門企画調整課、茨城県鹿行農林事務所企画調整部門企画調整課、茨城県県南農林事務所企画調整部門企画調整課、茨城県県西農林事務所企画調整部門企画調整課

●都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画道路の変更に伴い、境町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年4月9日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

道路（3・4・15 仲町・向地線）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画下水道の変更に伴い、那珂市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年4月9日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類